

平成31年度



高松市子どもわくわく体験支援事業実施団体募集

高松市教育委員会教育局生涯学習課

1 事業趣旨

青少年の創造性や積極性、社会性を養い、心豊かな人間に育てるためには様々な体験活動が重要であると考えられます。そのため、市民団体の自主企画による、まちや自然を活用した子ども向けの体験型学習活動を支援するものです。

2 補助金額

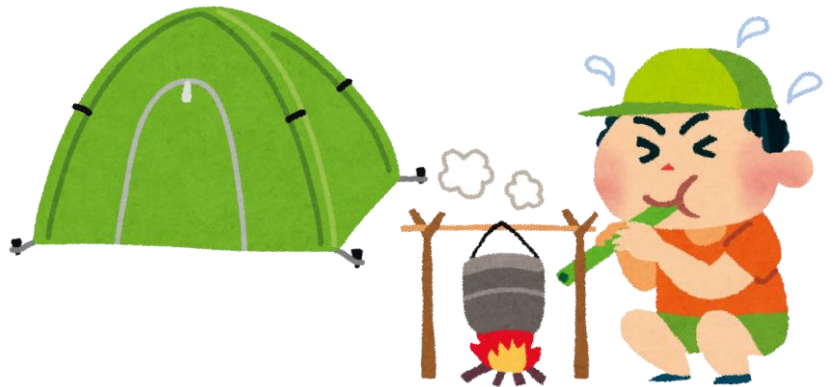
1 団体につき3万円以内

3 募集团体数

5団体（先着）

4 補助対象経費

- (1) 報償費（講師への謝金等）
- (2) 旅費（講師への旅費等）
- (3) 消耗品費（事業に要する教材、消耗品等の購入費）
- (4) 印刷製本費（資料、パンフレット、アンケート等の印刷製本費）
- (5) 通信運搬費（切手等郵送に要する経費）
- (6) 保険料（実施する内容に応じた当日分の保険料）
- (7) 使用料及び賃借料（事業実施のための会場、施設、機械及び備品の賃借料）
- (8) 振込手数料（振込などにより生じる手数料等）



※ 領収書（宛名、日付、支出金額及び支出内容や詳細な品目及び数量（品代等の不明確な表示は不可）が明示されているものに限る。）、積算証明等の支出額を明確に証する書類により、その支出が確認できるものに限る。

＜補助対象外となるもの＞

- (1) 経常的な経費（団体運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、電話料等）
- (2) 参加者の飲食に伴う経費等、本来、受益者（参加者）が負担すべき経費
- (3) その他事業の実施に必要と認められない経費

5 応募（事業実施）条件

- (1) 次に掲げる条件に該当する市民団体が実施すること。
 - ア 団体を構成する者の2分の1以上が高松市内（以下「市内」という。）に住所を有する者、又は市内に通勤し、若しくは通学している者。
 - イ 団体の活動拠点が市内であること。
- (2) 団体が自主的かつ主体的に企画し、団体の管理下において実施するものであること。

- (3) 5月1日から翌年3月31日までの期間内に実施するものであること。
- (4) 市内で実施するものであること。
- (5) 次に掲げる内容を備えたものであること。
 - ア 市内全域の小学生、中学生又は高校生を対象として参加者を募集すること。
なお、本市と瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協定を締結した市町（さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町）の小学生、中学生又は高校生も対象とすることができる。
 - イ 参加児童・生徒が日常的な環境から離れることができるものであること。
 - ウ 参加者相互及び異年齢層との交流を促進し、友だちづくりや他者とふれあう機会を提供できるものであること。
 - エ 市内の施設や自然、歴史、町並み等を活用したものであること。
 - オ 参加者の安全管理及び健康管理において、十分に配慮ができているものであること。
 - カ 実施することが可能なものであること。
- (6) 次の掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 営利を目的とするもの
 - イ 公序良俗に反するもの
 - ウ 特定の政党の利害に関するもの又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持するもの
 - エ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援するもの

6 提出書類

- (1) 補助金の交付申請
 - ア 高松市子どもわくわく体験支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 事業内容の説明に必要な資料、図面その他の資料
- (2) 着手届及び完了届、実績報告等【実施が決定した場合】
詳細については、別途指示します。



7 応募期間

令和2年1月31日まで

※ 事業を実施しようとする概ね2か月前までに、上記（6-（1））の書類を高松市教育委員会教育局生涯学習課に提出してください。

8 問い合わせ・応募先

高松市教育委員会教育局生涯学習課（市役所10階）

TEL：087-839-2633 FAX：087-839-2624